

国 住 市 第 4 0 号
令和6年1月30日

各都道府県建築行政主務部長
各指定都市建築行政主務部長 御中

国土交通省住宅局市街地建築課長
(公 印 省 略)

住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における
耐震診断について（技術的助言）

平素より住宅・建築行政にご協力いただき御礼申し上げます。

今般の「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）の決定を踏まえ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事務の円滑な運用に資するよう、住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について、次のとおり通知いたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

都道府県におかれましては、貴管内市町村に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

記

社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業の住宅の除却等に関する事業について、対象となる住宅は、「耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること」を要件としている。木造住宅かつ昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅の除却については、（別添）「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、地方公共団体が倒壊の危険性があると判断した場合も、同交付金の交付対象となる。

以上